

兵庫県公報

平成25年6月13日 木曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1

公布された法令のあらまし

- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第31号）
単純な労務に雇用される一般職に属する職員について、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第25号）と同様の措置を講ずることとした。

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年6月13日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第31号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 14 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における附則第12項に規定する職員の給料月額に係る前項の規定の適用については、同項中「100分の2.6」とあるのは「100分の7.7」と、「100分の2.3」とあるのは「100分の4.7（臨時的任用職員にあっては、100分の2.3）」とする。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。